主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告代理人の特別抗告理由について。

所論は違憲をいうが、その実質は抗告取下に関する原審の訴訟手続法の解釈を非 難するに帰し、適法な特別抗告の理由に当らない。

よつて法廷等の秩序維持に関する法律九条、法廷等の秩序維持に関する規則一九条、一八条一項により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年九月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助